

館林地区消防組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年3月26日

館林地区消防組合

管理者 多田善宏

館林地区消防組合規則第7号

館林地区消防組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合職員の住居手当に関する規則（昭和51年館林地区消防組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「条例第10条に規定する扶養親族で条例第10条の2第1項の規定による届出がされている者に限る。」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう。」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第4条中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、「（国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き」を「新たに」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第6条第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第8条第1項中「要件を欠くに至った日」の次に「（管理者が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管理者が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

